

# 京都市帝國大學經濟學會

# 經濟論叢

第 三 號      第 十 八 卷

大正三十三年三月一日發行

## 論 叢

所得稅の轉嫁……………法學博士 神戶 正雄  
 獨逸最近の社會學論……………文學博士 米田庄太郎  
 獨占的海運同盟に對する政策……………法學士 小島昌太郎  
 政治現象の本質……………法學士 恒藤 恭  
 鎌倉時代の土地制度……………文學博士 三浦 周行

## 時 論

自作農創定事業の意義と效果……………法學博士 河田 嗣郎

## 說 苑

婚姻率に就いて……………經濟學士 岡崎 文規  
 名目派の貨幣論と貨幣の本質……………經濟學士 中西 仁三  
 客觀的勞賃論の史的發展……………經濟學士 森 耕二郎

## 雜 錄

勞働者負傷の原因調査……………法學博士 河田 嗣郎  
 照應の理論と社會及經濟統計……………經濟學士 蜷川 虎三  
 フイジー島の原始共產制……………法學博士 河 上 肇

雜 錄

勞働者負傷の原因調査

河 田 嗣 郎

勞働者が業務を行ふに就き負傷したる場合にその負傷の原因が何れに存するかを實地に調査することは、負傷救済のために何等かの施設を爲すに就いては、甚だ重要なことたるを失はない。現時の社會保險としての勞働者傷害保險に在つては、勞働者の負傷が何人の責任に因て生じたるか、特にはそれが雇主の責に歸すべき事情に依て生じたるか將又負傷したる勞働者其人の責に歸すべき事由より生じたるかは、あまり問題とはせられないことになつてしまつたけれども、然し現在に於ても全然その責任の歸屬を無視し負傷原因の如何を全く度外に置くわけではない。たゞ昔日に在つてはその責任問題を主とし事件を單純に法律問題として取扱ひ、雇主の

責任に歸すべき事由より生じたる勞働者の負傷に對しては、雇主に於てその損害賠償の責に任ずべしとしたるものが、近時大いに變化して、問題をかくの如く普通の法律問題として取扱はず、負傷といふ事實より生ずる勞働者の經濟上の事實的困難を救済するために、保險施設をなすことになつた。

けれども現時に於ても右の變化のために負傷に對する責任歸屬の問題が、全く無視せらるゝわけではなく、依然として或程度までは意義を有つて居るのである。そして此の負傷の責任の歸屬の問題が扱へらるゝに當つては、必ずや負傷の原因如何を見きはめることが必要なのは謂ふ迄もなき所である。

それにつけて今私の手許に陸軍造兵廠大阪工廠に於ける最近の調査にかゝる材料を得たから、我國に於ける勞働者負傷原因の一斑を示す参考までに、茲に掲げてみることにした。調査は大正十一年十月より十二年九月に至る一ヶ年間に就いてのものであつて、同工廠内に於ける

各部類の労働者別により負傷の原因を數個の項目に別つて調べたものである。先づその區別に

より負傷實數を示せば左表の通りである。

工 業 名	機械	金屬	木	火藥	皮革	熟工	建築	化學	電氣	力役	事務	其他	合計
機械の不完全	1	1	1	1	1	5	5	1	1	1	1	1	14
危険防止の設備不十分	2	2	1	1	1	2	5	1	1	1	1	1	16
作業實施に關する規定の不備	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	12
負傷者の過失	20	24	15	12	10	12	10	8	12	12	2	2	101
他人の過失	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
産業一般の危険性に因るもの	13	23	7	1	1	2	1	1	1	1	1	1	28
其他	2	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	14
合計	59	88	31	31	31	36	31	29	36	36	10	10	360

右表に就いて見れば、各部類の職を通じ負傷労働者自己の過失による場合が特別に多く、次は産業一般の危険性に因る場合換言すれば今日の技術の實狀を以てしては避くべからずと思はるゝもので産業一般の實狀より見たる當然の職性と致へらるべき所のものこれである。次に職の種類よりいへば機械工に於て負傷件數最も多

く金屬工と熟作業工と之れに亞ぐ。これは一見してもわかる通りその作業の性質が危険性に富むで居るからのことたるに外ならぬ。比較をして更に明瞭ならしむるために、各種職別と其の平均とに就いて、負傷の生じたる場合の全體中如何なる原因より負傷の生じたるかを歩合に依て示せば、左表の通りである。

工 業 名	負傷原因										合計數の 歩合		
	機械工	金工	木工	火藥工	皮革工	熱作業	建築工	木工	化學工	電氣工		力役工	事務
機械の不健全	0.7	0.5	3.3	4.7	—	1.2	8.7	—	—	—	—	—	0.6
危険防止の設備不十分	3.6	2.8	3.3	—	—	0.5	14.2	—	—	—	—	—	3.0
作業實施に關する規定の不備	0.7	0.7	3.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.6
負傷者の過失	6.4	7.8	5.1	7.7	8.4	6.6	6.6	8.6	8.3	10.0	7.6	—	6.8
他人の過失	2.8	1.0	3.3	—	—	—	—	9.8	2.6	—	—	—	8.7
産業一般の危険性に因るもの	2.7	2.6	3.7	8.3	8.3	3.3	3.3	2.2	2.2	5.8	4.4	—	1.7
其他	5.2	7.5	5.3	8.3	8.3	2.2	2.6	—	—	2.6	—	—	8.6
合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

此表に依て觀れば各種職別による負傷件數を合計せる數字に於て負傷者の過失に依る場合は全體の場合中の六八・五九%に及びて居り、産業一般の危険性に基くものは一七・七五%である。他の原因に基くものは何れも僅かな歩合を示すに過ぎず、試に機械の不整備と危険防止設備の不十分と作業實施に關する規定の不備との三つの場合を合計して、之を企業體側の責任に歸するものとしてみるも、そは合計僅かに三・六一%に過ぎない。そして事務といふ職別の如き

に在つては負傷は全部負傷者自身の過失に基き化學工及皮革工に於ても負傷はその主因が負傷者自身の過失と産業一般の危険性に基いて居る。そこで此の事務を化學工と皮革工とを除いて、前例通り各職別合計についてその原因による歩合別を造つて見れば、負傷者の過失六八・一九産業一般の危険性一八・〇二他人の過失四・一九危険防止設備の不十分二・三五機械の不健全〇・六九作業實施に關する規定の不備〇・六四(此の三者合計二・六八)其他(雜多の原因)五・九

一といふ順序の歩合になるのである。

尙ほ原因歩合を正確ならしむるために各項目の原因悉くに涉つて負傷の生じて居る部類の職だけを取つてその表を造つてみれば左表の通りの結果となる。

負傷原因	工名			合計数の歩合
	機械工	金屬工	木工	
機械の不完全に危険防止の設備不十分	0.7	0.6	2.3	0.54
作業實施に關する規定の不備	2.6	2.4	3.3	1.4
預傷者の過失	0.3	0.7	2.9	0.96
他人の過失	6.4	7.8	5.6	6.6
産業一般の危険性によるもの	3.7	2.6	3.7	2.0
其他	5.2	7.7	3.3	6.7
合 計	100.00	100.00	100.00	100.00

即ちその合計数の歩合に於ては前の場合と殆んど大差なく負傷者の過失六七・三九産業一般の危険性一九・一五他人の過失一・八二危険防止の設備不十分三・二四作業規則不備〇・九六機械の不備〇・五七(此三者合計四・七七)其他六・八

七%である。

して見ればつまり負傷者自身の過失に基く場合が他の場合の比較にならぬほど多く(約六割七八分)産業一般の危険性による場合もかなり多く(一割八九分)他の諸場合は頗る少い割合になつて居るのである。

右は大阪工廠のみに於ける状態で、かゝる状態は同工廠に於ける作業の性質上より生じたるものであるから、之を以て各國の工業一般を推すわけには固より參らぬが、たゞその一斑を窺ふには足りるであらう。然るに我國の工業又は工鑛業一般に涉る斯くの如き調査はまだ出來て居らぬから、之を知る由もない。

参考のために外國に於ける調査について見れば、米國ミネソタ州の調査に表はれた所では四、〇八四件の負傷中僅々四件のみが雇主の責任に歸すべきものとせられ二、一九一七件即ち七一・五%は産業一般の危険性に基き残りの一・一六三件が労働者の過誤怠慢に歸因すとせられた。然るに獨逸に於ける調査の結果は左表の如

きものとして示されて居る。(数字は總ての負傷件數の百分比である)

	一八八七年	一八九七年	一九〇七年
雇主の過失	一八・八七	二七・〇〇	二二・〇六
負傷労働者の過失	三六・五九	三九・四三	四一・六六
兩者の共同過失	四・六二	四・八三	〇・九一
他の労働者の過失	五・四〇	五・三三	五・九四
産業一般の危険性	四・六六	四・三三	三・七五
其他	—	一・二七	二・二八

此表を見れば最も多い原因は負傷労働者自己の過失で全負傷場合中の五分二強に當つて居る。然るに産業一般の危険性に因る場合も殆んどこれを相選ばざるほど多い、次に雇主の過失は凡そ八分一ほどに當つて居り、約六%が他の労働者の過失に歸因して居る。この調査は何種の工業についてのどの位の範圍に涉つて行はれたのか明かでないが、とにかく前に掲げた大阪工廠のそれに比し負傷労働者の過失の場合が大いに少く、雇主の過失の場合は却つて多く、特に産業一般の危険性に基く場合の著しく多きを注意せねばならぬ。併しかゝる比較上の相違は調

査の行はるゝ産業の種類によりて生ぜざるを得ざると同時に(鑛業や建築業の加きに於ては産業一般の危険性に基く負傷の場合甚だ多かるべきである)又労働者の熟練智能等の相違に依つても表はれて來らざるを得ないのである。

私は我國の工鑛業一般に涉つて斯かる負傷原因調査の綿密に行はれんことを希望せざるを得ない。その調査が十分に行はれなくては労働保險の如き事業は完備せる施設として行はれ得べき機會を見出し得ぬであらう。(完)

\* I. M. Rubinow, Social Insurance, N. Y. 1913, p. 74